平成２６年（フ）第４１９号
福岡市中央区笹丘２丁目１番25―403号
債務者　植　　有美
1　決定年月日時　平成26年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第４８６号
福岡市博多区美野島３丁目22番40号
債務者　山口　貴志
1　決定年月日時　平成26年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第４８７号
福岡市博多区美野島３丁目22番40号
債務者　山口祐美子
1　決定年月日時　平成26年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第４９５号
福岡市東区原田１丁目26番３号
債務者　太田　哲智
1　決定年月日時　平成26年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第４９６号
福岡市東区原田１丁目26番３号
債務者　太田　美紀
1　決定年月日時　平成26年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第５０３号
福岡市南区長住７丁目34番３号
債務者　松尾眞智子
1　決定年月日時　平成26年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第５１８号
福岡市早良区四箇田団地31番501号、旧住所福岡市西区大字飯盛305番地６
債務者　朝倉　　瞳（旧姓井上）
1　決定年月日時　平成26年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第５２６号
福岡市博多区住吉４丁目21番16号
債務者　高倉　恵子
1　決定年月日時　平成26年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第５５３号
福岡市中央区笹丘１丁目４番15号
債務者　梅田　一紀
1　決定年月日時　平成26年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第５６１号
福岡市南区清水２丁目13番38―101号
債務者　山口　梨奈
1　決定年月日時　平成26年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第５８０号
福岡市博多区寿町３丁目４番30―501号
債務者　光武　信博
1　決定年月日時　平成26年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第５８４号
福岡市西区下山門団地46番106号
債務者　吉田　和彦
1　決定年月日時　平成26年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第５８９号
福岡市城南区田島２丁目20番９―103号
債務者　古賀可奈子
1　決定年月日時　平成26年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第５９１号
福岡市南区清水３丁目24番19―201号
債務者　中島沙耶香
1　決定年月日時　平成26年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第５９２号
福岡県筑紫郡那珂川町中原４丁目44番地　武末ビル201号
債務者　井上　七海
1　決定年月日時　平成26年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第５９６号
福岡市西区愛宕２丁目18番12号
債務者　宮本　藤子（旧姓松長）
1　決定年月日時　平成26年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第５９９号
福岡県糟屋郡粕屋町仲原2528―１　ジュネスパラシオン豊原701、住民票上の住所福岡市博多区板付７丁目１番４―611号
債務者　葛本　大志
1　決定年月日時　平成26年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部